

5 陳情第 39 号

<p>5 陳 情 第 3 9 号</p>	<p>新宿区男女共同参画推進条例の改正に関する陳情</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>文教子ども家庭委員会</p>
<p>受理及び付託 年 月 日</p>	<p>令和5年11月1日受理、令和5年11月30日付託</p>
<p>陳 情 者</p>	<p>山梨県中央市————— —————</p>
<p>( 要 旨 ) 新宿区男女共同参画推進条例第19条を削除すること。</p> <p>( 理 由 ) 新宿区男女共同参画推進条例第19条は、特定の表現を行わないよう、努力義務を定めている。しかしながら、これは表現の自由を保障した憲法第21条に違反している。 地方公共団体の条例は、その地方公共団体の区域内にのみ適用されるものであるが、会社の本店や事業拠点が多数所在する新宿区の条例は、本店等が条例に拘束され、事実上、新宿区の外へも、表現規制としての効果を及ぼしている。 よって、新宿区男女共同参画推進条例第19条を削除することを求める。</p>	